

ガイドライン作成委員会の委員選考に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、当会が関与するガイドライン作成委員会の委員選考に際して、ガイドライン作成委員会委員の偏りを防ぎ、学会員の負担を分散すること、また、同一メンバーに頼らず新しいメンバーを発掘・教育することを目的に定める。

(適用)

第 2 条 この細則は、当会が関与して作成するガイドライン（以下「GL」）、または当学会が他学会と共に関与して作成する GL に係るガイドライン作成委員会の委員選考に対して適用される。

(ガイドライン作成委員会の構成メンバー)

第 3 条 ガイドライン作成委員会（以下、「GL 作成委員会」。）は、委員長、副委員長、アカデミック班班長、委員で構成される。

2 メンバーの内、委員長、副委員長、アカデミック班班長をコアメンバーとする。

3 各メンバーの定員は、以下のとおりとする。

委員長：1 名

副委員長：1～2 名

アカデミック班班長：1 名

委員：5～10 名程度とするが、委員会の活動性を考慮し、理事会で討議する。

(構成員の委嘱)

第 4 条 委員長は、会員の中から、理事会で推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2 副委員長、委員、アカデミック班班長は、会員の中から委員長が指名し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

(メンバーの兼任及び任期)

第 5 条 メンバーの、他の GL 作成委員会との兼任、及び任期について以下に定める。

(1) GL 作成委員会のコアメンバーは、他の GL 作成委員会のコアメンバーと兼任できない。

ただし、コアメンバーと委員の兼任は可とする。

(2) GL 作成委員会の委員は、同時期の他の GL 作成委員会の委員との兼任は 2 つまでとする。

(3) 一つの GL 作成委員会のコアメンバーおよび委員を、同一部署から 3 名以上は選出できない。

(4) 一つの GL 作成委員会のコアメンバーおよび委員を、原則として合計 4 期連続務めることはできない。

(GL 作成委員会およびメンバーの役割)

第 6 条 GL 作成委員会およびメンバーの役割について以下に定める。

- (1) GL 作成委員会は、学会員に有用なガイドラインの作成を行う。
- (2) 委員長は、委員および委員以外の作業に係るメンバーを統括し、定期的に全体の進捗状況を確認し、理事会へ報告する。
- (3) 副委員長は、委員長の業務を補佐すると共に、各業務の進捗を確認し委員長へ報告する。
- (4) アカデミック班班長は、GL 作成に関する科学的な指導の責任を持ち、委員長を補佐する。
- (5) 委員は、コアメンバーの指示に従い、委員以外の作業メンバーとともに、GL 案の作成、査読等、各自分担された業務を行う。

(COI に関して)

第 7 条 GL 作成委員会の委員選考に際しては、日本医学会 COI 管理ガイドラインに順規する。

https://jams.med.or.jp/guideline/coi_guidelines_2022.pdf

(細則の改定)

第 8 条 この細則は、理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2023 年 2 月 3 日から施行する。